

八雲町障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|---|
| 機関名 | 八雲町 |
| 任命権者 | 八雲町長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 障がい者雇用に関する課題 | 八雲町においては、令和6年度現在、法定雇用率は達成しているが、今後、地方自治体の法定雇用率が引き上げられることを踏まえると計画的な障がい者の採用活動が必要であること、また、障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | <p>【実雇用率】当該年6月1日時点の法定雇用率以上。</p> <p>（参考）令和7年度以降法定雇用率（令和7年3月31日現在）</p> <p>・令和7年度 2.8% ・令和8年7月以降 3.0%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p> |
| ②定着に関する目標 | <p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗管理。</p> |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | <p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として総務課人事厚生係長を選任する。人事異動により新たに配属された人事厚生係長が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。</p> |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| 4. その他 | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |

八雲町教育委員会障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|--|
| 機関名 | 八雲町教育委員会 |
| 任命権者 | 八雲町教育長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 障がい者雇用に関する課題 | 八雲町教育委員会は、独自の職員採用を行っていないため、人事異動に伴う八雲町からの出向職員により構成されている。 このため、人事異動により、障がいのある職員が配置されることはこれまでもあったが、個別に対応してきており、大きな問題は生じてこなかったところである。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 設定しない。 |
| ②定着に関する目標 | 安心して働ける環境づくり等を通じ、不本意な離職者を極力生じさせない。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○八雲町と一体となった体制整備を行う。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |

八雲町消防本部障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|---|
| 機関名 | 八雲町消防本部 |
| 任命権者 | 八雲町消防長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 障がい者雇用に関する課題 | <p>八雲町消防本部においては、業務の特性上これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、障がい者である職員の任免に関する状況の通報においても、消防吏員は除外職員となっている。</p> <p>在職中の職員が障がい者となることも想定されるが、現時点において課題は無い。</p> |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 設定しない。 |
| ②定着に関する目標 | 安心して働ける環境づくり等を通じ、障がいのある職員を任用した場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○八雲町と一体となった体制整備を行う。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |

八雲町議会障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|--|
| 機関名 | 八雲町議会 |
| 任命権者 | 八雲町議会議長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 障がい者雇用に関する課題 | 八雲町議会は、独自の職員採用を行っていないため、人事異動に伴う八雲町からの出向職員により構成されている。 在職中の職員が障がい者となることも想定されるが、現時点において課題は無い。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 設定しない。 |
| ②定着に関する目標 | 安心して働ける環境づくり等を通じ、障がいのある職員を任用した場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○八雲町と一体となった体制整備を行う。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |

八雲町監査委員障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|--|
| 機関名 | 八雲町監査委員 |
| 任命権者 | 八雲町代表監査委員長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 障がい者雇用に関する課題 | 八雲町監査委員は、独自の職員採用を行っていないため、人事異動に伴う八雲町からの出向職員により構成されている。 在職中の職員が障がい者となることも想定されるが、現時点において課題は無い。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 設定しない。 |
| ②定着に関する目標 | 安心して働ける環境づくり等を通じ、障がいのある職員を任用した場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○八雲町と一体となった体制整備を行う。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |

八雲町選挙管理委員会障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|---|
| 機関名 | 八雲町選挙管理委員会 |
| 任命権者 | 八雲町選挙管理委員会委員長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 障がい者雇用に関する課題 | <p>八雲町選挙管理委員会は、独自の職員採用を行っていないため、人事異動に伴う八雲町からの出向職員により構成されている。</p> <p>在職中の職員が障がい者となることも想定されるが、現時点において課題は無い。</p> |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 設定しない。 |
| ②定着に関する目標 | 安心して働ける環境づくり等を通じ、障がいのある職員を任用した場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○八雲町と一体となった体制整備を行う。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |

八雲町農業委員会障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|--|
| 機関名 | 八雲町農業委員会 |
| 任命権者 | 八雲町農業委員会会長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 障がい者雇用に関する課題 | 八雲町農業委員会は、独自の職員採用を行っていないため、人事異動に伴う八雲町からの出向職員により構成されている。 在職中の職員が障がい者となることも想定されるが、現時点において課題は無い。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 設定しない。 |
| ②定着に関する目標 | 安心して働ける環境づくり等を通じ、障がいのある職員を任用した場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○八雲町と一体となった体制整備を行う。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |